

日本スポーツマスターズ

開催基準要項



1. 総則

日本スポーツマスターズ（以下「大会」という。）を開催し、運営するためにこの開催基準要項（以下「本基準要項」という。）を定める。

2. 開催趣旨

21世紀の国民スポーツの推進を図るためにあたっては、国民の一人ひとりがスポーツ文化を豊かに享受することを通して、スポーツが主体的に望ましい社会の実現に貢献するという「スポーツ立国の実現」を目指していくことが重要である。

本大会は、スポーツ愛好者の中で競技志向の高いシニア世代を対象としたスポーツの祭典であり、参加者がフェアプレー精神に基づきお互いに競い合いながらスポーツに親しむことにより、スポーツのより一層の推進を図り、併せて生きがいのある社会の形成と健全な心身の維持・向上に寄与しようとするものである。

3. 名称

大会の正式名称は「日本スポーツマスターズ」とし、英語表記は「SPORTS MASTERS JAPAN」とする。なお、詳細については別に定める「大会名称に関するガイドライン」に基づくものとする。

4. 大会の標章

大会の標章は次の通りとする。なお、取り扱いについては公益財団法人日本スポーツ協会（以下「日本スポーツ協会」という。）が別に定める「公益財団法人日本スポーツ協会標章規程」及び「日本スポーツマスターズ関係標章の使用に関する規程」に基づくものとする。

- ①日本スポーツマスターズマーク（図形）
- ②「日本スポーツマスターズ」、「SPORTS MASTERS JAPAN」及びこれらの表示を平仮名、片仮名又はローマ字に変更するものであつて同一の称呼及び観念を生ずるもの
- ③「日本スポーツマスターズ」、「SPORTS MASTERS JAPAN」を含む結合語又は造語
- ④競技別ロゴマーク（図形）
- ⑤本会が新たに制定するマーク、文字、マスコット類
- ⑥その他①ないし⑤に挙げた標章と社会通念上同一と認められるもの

5. 開催時期

開催時期は、毎年秋季（9月から11月）とする。

6. 主催

- (1) 大会の主催は、日本スポーツ協会、開催地都道府県（開催地が政令指定都市である場合は、当該政令指定都市及び当該政令指定都市の所在する都道府県。以下「開催県」という。）及び開催地都道府県体育・スポーツ協会（開催地が政令指定都市である場合は、当該政令指定都市体育・スポーツ協会及び当該政令指定都市の所在する都道府県体育・スポーツ協会。以下「開催県体協」という。）とする。

(2) 各競技会については、前項に定めるものに実施中央競技団体及び会場地市町村が加わるものとする。

7. 主管

各競技会の主管は、開催地都道府県競技団体（以下「開催県競技団体」という。）とする。なお、開催地が政令指定都市である場合は、当該政令指定都市競技団体を加えることができる。

8. 後援

大会の後援は、原則としてスポーツ庁、公益財団法人日本オリンピック委員会、NHK及び一般社団法人共同通信社（以下「共同通信社」という。）とする。

9. 協力等の名義

日本スポーツ協会は、第6項ないし第8項に定める者以外に、大会に必要とすると認められる場合は、関係する機関・団体を協力等の名義で加えるものとする。

10. 大会役員

(1) 大会役員は、概ね次の通りとする。なお、詳細は開催年別に日本スポーツ協会が開催県実行委員会（第29項に定めるものをいう）と協議した上で定める「大会役員編成基準」に基づくものとする。

会長、副会長、名誉顧問、顧問、参与、委員長、副委員長、委員

(2) 競技会役員は、概ね次の通りとする。なお、詳細は開催年別に日本スポーツ協会が開催県実行委員会（第29項に定めるものをいう）と協議した上で定める「競技会役員編成基準」に基づくものとする。

名誉会長、会長、副会長、顧問、委員長、副委員長、委員

11. 大会名誉総裁

本大会に、名誉総裁を置くことができる。

12. 大会アンバサダー

- (1) 開催県は、大会を広く広報することを目的に、大会アンバサダーを選定する。
- (2) 大会アンバサダーの選定にあたっては、日本スポーツ協会と協議の上、決定する。
- (3) 大会アンバサダーは、開催県にゆかりのある地元ならではの著名人や大会の開催趣旨に賛同いただける方などとする。
- (4) 大会アンバサダーは、自らの知名度や影響力を活用し、大会の広報に協力するとともに、開催県の魅力を発信する。なお、大会アンバサダーの活動に係る経費は、開催県が負担する。
- (5) 大会アンバサダーの任期は、開催県と日本スポーツ協会が協議の上、決定する。

13. 大会基本方針

- (1) 大会は毎年開催し、原則として都道府県持ち回りとする。
- (2) 大会は原則として同一都道府県内（開催地が政令指定都市である場合は、当該政令指定都市内）で開催する。ただし、必要に応じ一部の競技を他都道府県（開催地が政令指定都市である場合は、当該政令指定都市の所在する都道府県内各市町村）の協力を得て実施することができる。
- (3) 大会で実施する競技は、日本スポーツ協会に加盟する中央競技団体が行うものの中から、日本スポーツ協会が大会に係る経費やスポーツ推進の全般的な方策を総合的に勘案した上で、概ね開催2年前に決定する。
- (4) 大会の諸施設は、国民体育大会等で使用したものを中心に、既存施設及び備品等を活用する。
- (5) 大会は第2項に定める開催趣旨の具現化を目指して開催するものであり、大会に係る者は他の目的のために大会を利用してはならない。

14. 大会経費

- (1) 大会の準備、運営のための経費は、原則としてその原資を日本スポーツ協会負担金、企業協賛金、公益財団法人JKA補助金、参加料等とし、日本スポーツ協会が、本基準要項及び関係する基準等に定めるものを除き、負担するものとする。
- (2) 前号に係らず、日本スポーツ協会以外の主催及び主管等の機関・団体においては、大会の準備、運営のための経費の軽減に可能な限り努めるとともに、必要に応じて日本スポーツ協会と協議の上、応分の負担をするものとする。

15. 開催年別大会実施要項及び競技別実施要項

- (1) 日本スポーツ協会は、開催年別に本基準要項に準拠した実施要項（以下「開催年別実施要項」という。）を定める
- (2) 実施中央競技団体は、開催年別実施要項に基づき自らの実施要項（以下「競技別実施要項」という。）を作成の上、日本スポーツ協会へ提出し、日本スポーツ協会がこれを定める。

16. 競技規則

前項第2号に定める競技別実施要項による。

17. 参加者

- (1) 大会の参加者は、監督及び選手、並びに大会役員、競技会役員、競技役員、運営係員とする。
- (2) 参加者は、日本在住者とし、参加資格、所属都道府県及び年齢制限は次の通りとする。
 - ① 参加資格
 - ア 各競技の監督及び選手は、所属都道府県の当該競技団体会長が、代表と認め選抜した者であること。
 - イ 監督、選手の兼任は、同一競技内に限る。

ウ 前記の他、選手については次の通りとする。

　Ⅰ．参加選手は1人1競技とする。

　Ⅱ．予選を行う必要のある競技は、都道府県、ブロック予選に参加し、これを通過した者。

エ 当該年の国民体育大会（実施中央競技団体が定める場合を除き都道府県予選会・ブロック大会を除く）に選手として参加する者または参加した者は、本大会に選手として参加することはできない。

オ 監督は、原則として日本スポーツ協会が別に定める「公認スポーツ指導者制度」に基づく、当該競技団体が定める公認資格を有する者とする。

②所属都道府県

所属都道府県は、実施中央競技団体が限定する場合を除き、次の2ヶ所のいずれかを選択することができる。

ア 居住地を示す現住所

イ 勤務地

なお、いずれの場合も本人が参加申込書又は手続きに必要な情報を当該都道府県競技団体へ提出した時点を基準とし、提出後に他の都道府県に転居等で移動した場合であっても当該年においては移動前の都道府県に所属するものとする。

③選手の年齢制限

ア 原則として、35歳以上とし、競技ごとに別に定める。

イ 年齢の計算は、原則として当該年の4月1日を基準とする。年齢を区分する種目への参加選手の基準も同様とする。

④参加上の注意

ア 参加者は、自ら健康診断を受診する等の健康状態の把握に努めること。また、競技実施前、実施中に体調の変化を感じた場合には、自ら競技の棄権を申し出ること。

イ 事故発生の場合、主催者は臨時の応急手当（救急処置）を行い、必要に応じて医療機関に移送する。

ウ 大会参加者の大会期間中の偶然かつ急激なケガを補償するため、日本スポーツ協会にて傷害保険に加入する。なお、参加者各人においても、別途傷害保険に加入することが望ましい。

エ 参加者は、健康保険証を持参すること。

オ 緊急時対応のため、各チームの代表者は全参加者の緊急時連絡先を把握しておくこと。

カ 薬を常時服用している場合、服用している薬が分かるもの（お薬手帳等）を必ず携行すること。

⑤その他

ア 日韓スポーツ交流事業の韓国選手団が参加する。

イ 参加資格等に疑義が生じたときは、日本スポーツ協会及び当該中央競技団体が調査の上、処分の必要性が認められる場合は別途定める「参加資格違反に関する処分基準」に基づき日本スポーツ協会において審議・処遇を決定する。

18. 参加申込方法

- (1) 各都道府県又はブロックにおいて選抜された者を、都道府県競技団体会長が中央競技団体を通じて、日本スポーツ協会会長宛てに申込むものとする。なお、都道府県競技団体会長は、所属する都道府県体育・スポーツ協会にも申込書の控えを提出するものとする。
- (2) 参加申込書は、所定の様式により作成し、定められた期限までに、日本スポーツ協会に送付する。
- (3) 参加申込後に選手を交代する場合は、速やかに所定の様式にて、参加申込と同様の要領で届けなければならない。
- (4) エントリーリスト・組合せは競技ごとの抽選会後、日本スポーツ協会もしくは実施中央競技団体のホームページにて掲載する。

19. 参加料

- (1) 参加料は、各都道府県競技団体が取りまとめの上、実施中央競技団体を通じて、定められた期限までに日本スポーツ協会に納入する。
- (2) 参加料の額は、選手1人5,000円とする。なお、商業施設使用競技については、別途、施設負担金を徴収する（額は競技ごとに日本スポーツ協会が別に定める）。
- (3) 納入後の参加料は返金しない。
- (4) 地震・風水害等により大会を中止した場合、旅費・宿泊費の補償はしない。

20. 予選会

- (1) 都道府県予選会を実施する場合は次の通りとする。
 - ①都道府県競技団体は、実施中央競技団体と協議の上、本基準要項に基づく実施要項を作成する。
 - ②参加者は、実施要項に基づき当該都道府県競技団体に申し込む。なお、参加は、1人1都道府県とする。
 - ③申し込みは、全て各競技団体所定の参加申込書とする。
 - ④本予選会で徴収する参加料の金額は、都道府県競技団体が実施中央競技団体と協議して定める。
- (2) ブロック予選会を実施する場合は次の通りとする。
 - ①各ブロック構成都道府県競技団体は、実施中央競技団体と協議の上、開催地都道府県を決定する。
 - ②開催地都道府県競技団体は、実施中央競技団体と協議の上、本基準要項に基づく実施要項を作成する。
 - ③参加者は、実施要項に基づき当該実施競技団体に申し込む。
 - ④申し込みは、全て各競技団体所定の参加申込書とする。
 - ⑤本予選会で徴収する参加料の金額は、実施競技団体が実施中央競技団体と協議して定める。

21. 大会参加章

日本スポーツ協会は、参加者の大会参加意識の啓発及び国民のスポーツ活動を一層推進するため、大会参加章を作成し参加者（第17項第1号に定めるものをいう）及び日本スポーツ協会が特に認めた者に交付する。

22. 表彰

- (1) 各競技の各種別、種目などの第1位から第3位までの者に、それぞれ記念品を授与する。
- (2) 各競技の各種別、種目などの第1位から第8位までの者に、それぞれ賞状を授与する。
- (3) 前号については、各競技の各種別、種目などの特性に応じて、実施中央競技団体が日本スポーツ協会と調整の上、別に基準を定めることができるものとする。
- (4) 大会の充実・発展並びにスポーツの普及・向上に努め、その実績が顕著な機関・団体又は個人に対しては、日本スポーツ協会は予め当該表彰に係る基準を定めた上で、特別に表彰することができるものとする。

23. 開催申請

大会の開催を希望する都道府県（政令指定都市が希望する場合には、当該政令指定都市及び当該政令指定都市の所在する都道府県）は、都道府県知事（政令指定都市が希望する場合には、当該政令指定都市市長及び当該政令指定都市の所在する都道府県知事）、都道府県体育・スポーツ協会会长（政令指定都市が希望する場合には、当該政令指定都市体育・スポーツ協会会长及び当該政令指定都市の所在する都道府県体育・スポーツ協会会长）の連署により、日本スポーツ協会会长宛てに、別途定める開催申請書を、原則として開催年の3年前に提出する。

24. 開催地の決定

日本スポーツ協会は、前項の申請に基づき審議の上、大会開催地を決定する。

25. 大会の会期

大会の会期は原則として5日以内とし、日本スポーツ協会と開催県実行委員会（第29項に定めるものをいう。ただし、開催県実行委員会が設置されていない場合は開催県、開催県体協及び開催県競技団体とする。）が協議の上、日本スポーツ協会が決定する。

26. 競技会場

- (1) 競技会場は、第13項第4号に定める通り、既存施設及び備品の活用を第一義とする。
- (2) 競技会場は、開催県実行委員会（第29項に定めるものをいう。ただし、開催県実行委員会が設置されていない場合は開催県、開催県体協及び開催県競技団体とする。）が選定する。
- (3) 前号により選定された競技会場について、日本スポーツ協会と実施中央競技団体が協議の上、日本スポーツ協会が決定する。

(4) 日本スポーツ協会は、別に定める一部の競技を除き、競技会場の使用に必要な諸経費（光熱費及び第36項第2号に定める協賛企業の看板掲出や物販に関する競技会場が所定の料金を課す場合を含む）は原則として負担しない。なお、条例等で使用料が定められている場合は、各主催者等は減免又はそれに替わる処置ができるよう可能な限り努めるものとする。

27. 大会の式典

- (1) 開会式は、参加者相互の親睦・交流を目的とし、別に定める「開会式ガイドライン」に基づき日本スポーツ協会が開催県実行委員会（第29項に定めるものをいう。）の協力を得て実施する。
- (2) 開会式の内容は、日本スポーツ協会と開催県実行委員会（第29項に定めるものをいう。）が協議の上、日本スポーツ協会が決定する。
- (3) 開会式の招待者は、日本スポーツ協会が決定し、招待状は、日本スポーツ協会が作成する。なお、詳細は別に定める「開会式ガイドライン」に基づくものとする。
- (4) 閉会式は実施せず、競技ごとに競技終了後表彰式を実施する。
- (5) 競技ごとに競技の開始に先立ち、簡単な開始式を実施することができる。

28. 記念事業

開催県実行委員会（第29項に定めるものをいう。）は、日本スポーツ協会が別に定める「記念事業実施基準」に基づき、大会の参加機会の拡大や開催機運を高めることを目的とした記念事業を行うことができる。

29. 開催県実行委員会

- (1) 開催県及び開催県体協は、大会運営のため実行委員会（以下「開催県実行委員会」という。）を設置する。なお、設置に係る経費について、日本スポーツ協会はこれを負担しない。
- (2) 開催県実行委員会の規程には、次の内容を明記する。
名称、目的、組織、役員、管掌方法、経理方法、その他必要な事項
- (3) 開催県実行委員会には、原則として次の会議体を設けるものとする。なお、開催県実行委員会は必要に応じて日本スポーツ協会へ関係役職員の出席を求めることができる。
 - ①総会
主に大会の開催に係る総合的な計画や、開催県実行委員会の予算・決算等について審議する。
 - ②企画運営委員会
主に競技運営、広報活動、記念事業、医事衛生、警備防災や宿泊等について調査・審議する。
 - ③その他（開催県実行委員会の都合により会議体を設置）
- (4) 開催県実行委員会には、事務局を設ける。
- (5) 開催県実行委員会は、大会期間中の実務を担う大会実施本部及び第33項に定める記録本部を設置する。

(6) 開催県実行委員会は、第32項に基づき設置する宿泊輸送本部に必要な協力を行うものとする。

30. 公式印刷物等

大会において公式に作成する印刷物等は原則として次のものとする。なお、配布先については日本スポーツ協会が別に定める。

①総合ガイドブック・競技別プログラム・報告書

記載する内容は日本スポーツ協会、開催県実行委員会及び実施中央競技団体で協議の上、日本スポーツ協会が決定し、作成する。

②ポスター・リーフレット

記載する内容は日本スポーツ協会が決定し、作成する。ただし、開催県実行委員会においても日本スポーツ協会と調整の上、必要に応じて作成することができる。

③賞状

記載する内容は日本スポーツ協会が実施中央競技団体と協議の上、日本スポーツ協会が決定し、作成する。

④その他日本スポーツ協会が承認したもの

31. 会場設営

(1) 会場設営は、日本スポーツ協会が別に定める「会場設営要領」に基づいて行うものとする。ただし、日本スポーツ協会は、設営に係わる経費が全体予算に著しく影響を与える場合、当該競技に係わる日本スポーツ協会以外の主催及び主管等の機関・団体に対して応分の費用負担等を求めるものとする。

(2) 競技会場における各種旗の設置については、日本スポーツ協会が別に定める「競技会場における各種旗の設置ガイドライン」に基づき行うものとする。

32. 宿泊・輸送・弁当

参加者の宿泊、輸送及び弁当の手配については、日本スポーツ協会が別に定める「宿泊・輸送・弁当に関する基本要領」に基づき行う。

33. 記録

開催県実行委員会は、記録本部を設置し、競技記録の円滑な取りまとめ及び発表を行うものとする。また、競技記録を各報道機関に配信する共同通信社に対して必要な協力を行うものとする。

34. 報道

(1) 報道員の範囲は、NHK及び共同通信社並びに日本新聞協会、日本民間放送連盟、雑誌協会、写真記者協会及びテレビニュース映画記者協会にそれぞれ加盟している新聞社、雑誌社、ラジオ・テレビ放送社及びニュース映画社の所属社員並びに日本スポーツ協会が認めた者に限る。

(2) 報道員は、自社腕章によって全ての会場に入場し、取材することができる。

(3) スポンサーのある放送については、日本スポーツ協会の許可を得なければならない。

35. 危機管理

- (1) 日本スポーツ協会は、大会の医事衛生に配慮するための「医事衛生要領」を別に定める。
- (2) 日本スポーツ協会は、参加者等を対象とした傷害保険に加入する。また、選手及び監督に対しては、別に定める「日本スポーツマスターズ見舞金給付規程」に基づく見舞金の給付を行う。
- (3) 開催県実行委員会は、日本スポーツ協会が別に定める「緊急時等連絡体制ガイドライン」に基づき、関係者間の連絡体制を整備する。
- (4) 日本スポーツ協会は、大会における落雷事故を防止するための「落雷事故防止ガイドライン」を別に定める。
- (5) その他天災等に対応するために必要な事項については、日本スポーツ協会が開催県実行委員会等と協議の上、適切な措置を講ずるものとする。

36. 企業等からの協賛

- (1) 日本スポーツ協会は、運営に必要な資金確保や参加者へのサービスの充実並びに大会のブランド価値向上を図るため、企業等からの協賛を得るための活動（以下「企業協賛」という。）を開催県実行委員会と連携・協力して行う。
- (2) 日本スポーツ協会は、開催年別に企業協賛に関する具体的な制度を定める。なお、内容については事前に開催県実行委員会と調整を行うものとする。
- (3) 大会に係わる全ての者は、協賛の対価として協賛企業・団体（以下「協賛企業」という。）に付与した諸権利の履行や保護を行う義務を負う。
- (4) 開催県実行委員会は、協賛企業が以降の大会にも継続して協賛することを想定し、前号の内容に限らず、協賛企業に対する便宜供与に可能な限り努めるものとする。
- (5) その他企業協賛に係る内容は日本スポーツ協会が別にガイドライン等を定める。

37. その他

本基準要項に記載のない事項で何らかの問題が生じた際は、関係する当事者が誠意を持って対応するものとする。

附則

- (1) 本開催要項は、平成 12 年 1 月 11 日制定
- (2) 本開催要項は、平成 18 年 3 月 1 日改定
- (3) 本開催要項は、平成 20 年 2 月 25 日改定
- (4) 本開催要項は、平成 21 年 2 月 26 日改定
- (5) 本開催要項は、平成 22 年 3 月 9 日改定
- (6) 本開催要項は、平成 23 年 3 月 1 日改定
- (7) 本開催要項は、平成 24 年 2 月 27 日改定
- (8) 本基準要項は、平成 26 年 2 月 28 日より施行

(9) 本基準要項は、平成 28 年 6 月 1 日改定

(10) 本基準要項は、平成 30 年 4 月 20 日改定

本基準要項の施行日以前に開催が決定した大会について、改定後の内容が著しく開催の準備に影響を与える場合は、日本スポーツ協会は当該大会開催県実行委員会の意向を可能な限り尊重した上で、取り進めるものとする。

なお、第 14 項及び第 26 項第 4 号の適用は、当該大会開催県実行委員会の了解を必要とするものとする。